

建設環境委員会資料

1 条例案

第127号議案 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 [関係分] ……P1

2 予算案

第122号議案 令和2年度島根県一般会計補正予算（第8号）[関係分] ……P2

3 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対応に係るNPO支援の状況
について ……P4

(2) 成年年齢引き下げを見据えた若年者消費者教育の推進
について ……P5

(3) 自然公園の魅力アップ事業について ……P6

(4) 島根県環境総合計画の策定について ……P8、別冊

(5) 島根県再生可能エネルギー及び省エネルギー
の推進に関する基本計画の改定について ……P10、別冊

令和2年12月8日
環境生活部

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について (知夫村へのNPO法人認証事務等の権限移譲)

1. 提案理由

知夫村から権限移譲の要請のあった特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立認証事務等について、令和3年4月1日から権限移譲することとし、これに伴い「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の一部を改正する必要がある。

2. 概要

(1) 知夫村に移譲する主な事務

- ① 設立の認証の申請書の受理 及び 設立の認証
- ② 登記の完了の届出の受理
- ③ 役員の名等の変更の届出の受理
- ④ 定款の変更の認証 及び 軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理
- ⑤ 事業報告書等の受理 など

(2) 施行期日 令和3年4月1日

(3) 権限移譲後に知夫村が所轄するNPO法人数は、1法人

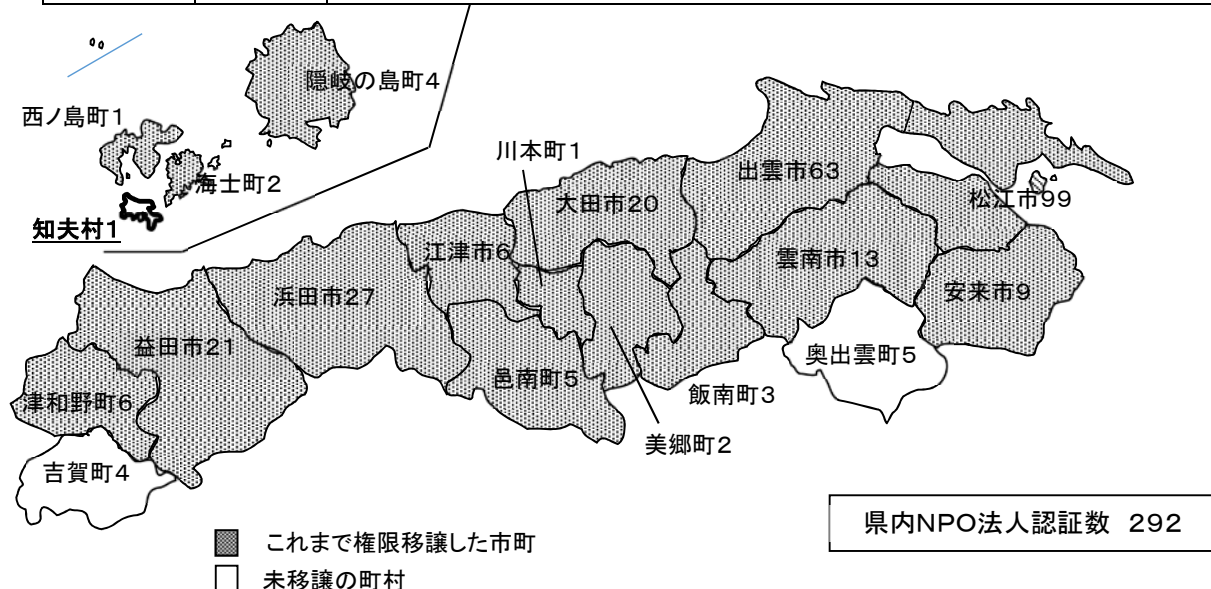
3. 権限移譲に向けた取組

- (1) 知夫村職員を対象とした事務処理研修
- (2) 島根県から知夫村へ書類引継
- (3) 統一的な法解釈・運用を図るために、権限移譲市町連絡会議を年2回開催

4. 権限移譲の状況・NPO法人分布マップ

(NPO法人認証数は令和2年10月末現在)

H19.10～	1市	松江市
H20.4～	5市4町	浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、津和野町、海士町
H21.4～	2市2町	安来市、雲南市、斐川町(H23.10 出雲市と合併)、美郷町
H22.4～	2町	東出雲町(H23.8 松江市と合併)、西ノ島町
H23.4～	1町	邑南町
R2.4～	1町	隠岐の島町
未移譲	2町1村	奥出雲町、吉賀町、 知夫村



環境生活部予算の概要

(令和2年度11月補正予算)

課別予算額(一般会計)

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
環境生活総務課	392,801	0	392,801
人権同和対策課	193,710	0	193,710
文化国際課	1,898,989	0	1,898,989
スポーツ振興課	975,387	△ 149,440	825,947
自然環境課	1,236,986	△ 6,000	1,230,986
環境政策課	714,692	△ 215	714,477
廃棄物対策課	638,916	0	638,916
合計	6,051,481	△ 155,655	5,895,826

(単位：千円)

課名	事業名称	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
合計		6,051,481	△ 155,655	5,895,826						△ 155,655
スポーツ振興課		975,387	△ 149,440	825,947						△ 149,440
	1 国民体育大会選手派遣事業費	98,032	△ 70,870	27,162	鹿児島大会の延期による中国ブロック大会及び本大会への選手派遣経費等の減					
	2 オリンピック・パラリンピック競技大会レガシー創出事業費	86,584	△ 68,841	17,743	オリンピック・パラリンピックの延期による聖火リレー経費や海外キャンプ誘致経費等の減					
	3 障がい者スポーツ振興事業費	43,326	△ 9,729	33,597	鹿児島大会の延期による選手派遣経費等の減					
自然環境課		1,236,986	△ 6,000	1,230,986						△ 6,000
	隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費	67,646	△ 6,000	61,646	R2年10月に島根半島・宍道湖中海ジオパークで開催予定であった日本ジオパーク全国大会の延期による開催経費の減					
環境政策課		714,692	△ 215	714,477						△ 215
	宍道湖・中海水質保全事業費	48,897	△ 215	48,682	R2年9月に島根県で開催予定であった湖沼5県（茨城県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県）連携担当者会議の延期による開催経費の減					

繰越明許費補正（一般会計）
（追加分）

(単位：千円)

課名	款	項	事業名	金額	繰越理由
文化国際課	教育費	教育文化費	芸術文化センター事業費	13,370	工期に所要の日数を要するため

(変更分)

(単位：千円)

課名	款	項	事業名	補正前	補正額	補正後	繰越理由
自然環境課	衛生費	環境費	三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費	138,206	30,000	168,206	工期に所要の日数を要するため

債務負担行為補正（一般会計）
（追加分）

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額
スポーツ振興課	オリンピック・パラリンピック競技大会レガシー創出事業費	令和2年度～令和3年度	41,658

新型コロナウイルス感染症対応に係るNPO支援の状況について

新型コロナウイルス感染症拡大により、社会貢献活動に影響を受けている県内NPOに対し、活動充実及び事業継続のための補助制度創設やしまね社会貢献基金を活用して支援を実施

1 持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金（6月補正予算、予算額30,000千円）

（1）補助金概要

- 補助対象団体 NPO法人、市民活動団体、一般・社団法人等
- 補助対象事業 ①社会的弱者を支える活動の充実支援
②NPOの事業継続支援
- 補助上限額・率 1団体あたりの補助上限額 100万円
①の事業 10/10（上限50万円）、②の事業 2/3 ※併用可

（2）応募状況（1～3次募集）

申請団体	団体数	①充実支援	②事業継続	計
NPO法人	44	8,307	12,098	20,405
市民活動団体	18	2,333	4,195	6,528
一般・社団等	9	400	3,706	4,106
計	(46) 71	(7,306) 11,040	(11,878) 19,999	(19,184) 31,039

※団体数は延べ数、申請額の単位：千円、()内数字は2次+3次募集分

（3）事業採択状況

- ・採択団体63団体（うち、2次+3次採択分 38団体）
- ・交付決定総額 25,742千円（うち、2次+3次採択分 13,887千円）
- ・団体名、事業概要、助成金額を県HPにて公表
- ・2次募集は9月下旬、3次募集は11月中旬に審査会を開催し採択決定

2 しまね社会貢献基金テーマ寄附活用事業（新型コロナウイルス感染症対応分）

（1）しまね社会貢献基金への寄附の状況 ※令和2年8月末現在

68件、5,444千円 ※うち新型コロナ対応分 12件、3,495千円

（2）応募状況

- ・連合島根ネーミングライツ事業 ※募集枠：5事業×60万円、支援金総額300万円
3団体、180万円（うち、2次採択分 1団体、60万円）※3次募集は応募なし
- ・フリーテーマ事業 ※募集枠：6事業×10万円、支援金総額60万円
4団体、40万円 ※2次及び3次募集は応募なし

（3）事業採択状況

- ・申請7団体 全て採択（うち、2次採択分 1団体）
- ・支援総額 220万円（うち、2次採択分 60万円）
- ・団体名、事業概要、支援金額を県HPにて公表
- ・2次募集は9月下旬に審査会を開催し採択決定

成年年齢引き下げを見据えた若年者消費者教育の推進

1. 事業概要

民法の成年年齢引き下げ（令和4年4月1日）を見据え、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、学校教育と連携して実践的な消費者教育を推進する。

2. 主な事業

(1) 消費者教育コーディネーターの配置

定義：消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐために間に立って調整する役割を担う者

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（H25.6.28閣議決定）

- 任務：① 教員向け研修・教材開発、モデル授業研究
② 年間カリキュラム作成、学習指導案作成・教材開発支援
③ 出前講座、教材提供
④ 外部講師による出前講座

実施時期：令和2年4月から

(2) プロフェッショナル出前授業（外部人材活用講師派遣事業）

内容：学校教育現場に弁護士等実務経験者を派遣し、授業において教員とチームティーチングを行い専門知識や経験を有効活用。消費者教育コーディネーターが調整し、県は講師派遣費用(謝金等)を負担。

対象：県内の中学校・高等学校等

実施時期：令和2年11月から

(3) 消費者教育教員研修

内容：新学習指導要領に基づき、校種・教科を横断して消費者教育の最新の視点を学び、学校における消費者教育の推進を図る（県・県教委共催）。

対象：小・中・高等学校教員（社会科、公民科、家庭科等）

実施時期：令和2年11月から

(4) 学校における消費者教育推進事業

内容：消費者教育推進法に対応し、関係機関連絡会議の開催、消費者教育実践研究委託（授業方法、教材開発等）、教員及び生徒向けに教育情報誌や教材の作成・配布等を実施。

対象：小・中・高等学校教科別研究会等（実践研究委託）

教員（教育情報誌「すくすく消費者」）、中学2年生（副教材）

実施時期：令和2年7月から

自然公園の魅力アップ事業について

～自然公園など自然に親しむ場の環境整備を行います～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光需要を回復・拡大させるため、県内自然公園等の魅力を向上させ、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、民間団体の創意工夫を活かした施設の整備等を委託により実施。

1 委託対象事業（提案型）

- (1) 自然保護活動や自然観察会、地域の自然環境をテーマとしたふるさと教育などに取り組む団体が創意工夫を図って実施する簡易な環境整備等。
- (2) 県民参加や交流人口の増加・誘客などの効果が見込まれるもの。
- (3) 事業地1件当たり、下限10万円～上限200万円。

【実施例】

遊歩道の設置・修繕
支障木の伐採
解説看板、ベンチ、東屋の設置・修繕
自然保護活動や外来種駆除

【実施箇所例】

国立・国定公園、県立自然公園
中国自然歩道
島根県自然環境保全地域
みんなで守る郷土の自然選定地域等

2 募集状況等

(1) 募集期間等

- ・令和2年11月4日から令和3年3月1日まで
- ・市町村、自然保護ボランティア団体等を対象に説明会を開催
- ・応募のあった提案は、随時審査を実施
- ・採択状況（団体名、事業概要、委託金額）は、県HPにて公表

(2) 予算額

50,000千円（予算額に達した時点で終了）

自然公園の魅力アップ事業 提案募集中！

～自然公園など自然に親しむ場の環境整備を行います～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光需要を回復・拡大させるため、県内自然公園等の魅力を向上させ、利用者が安全・安心・快適に利用できるように、民間団体の創意工夫を活かした施設の整備等を緊急対策として**県から民間団体への委託により実施します。**(ただし、予算額に達した時点で終了します。)

応募対象者

募集要項に定める条件を満たし、事業を提案し受託することができる民間の自然保護ボランティア団体及び地域団体等

募集する事業提案

自然公園等において、以下の全てを満たす事業内容

- (1) 自然保護活動や自然観察会、地域の自然環境をテーマとしたふるさと教育などに取り組む団体が創意工夫を図って実施する簡易な環境整備等
- (2) 県民参加や交流人口の増加・誘客などの効果が見込まれるもの

【実施例】

遊歩道の設置・修繕、支障木の伐採
解説看板、ベンチ、東屋の設置・修繕
自然保護活動や外来種駆除

【実施箇所例】

国立・国定公園、中国自然歩道
県立自然公園、島根県自然環境保全地域
みんなで守る郷土の自然選定地域 など



委託対象経費等

事業実施に要する経費で募集要項に定めるもの
事業地1件当たり下限額10万円、上限額200万円

事業実施期間

事業提案の内容に合わせて、県と団体が協議のうえ決定

応募方法・応募期間

事業提案書等を、「しまね電子申請サービス」により申請、もしくは島根県自然環境課まで郵送または持参により提出してください。

令和3年3月1日まで応募を受付し、順次採択の可否について審査します。



応募先及び問い合わせ先

島根県環境生活部自然環境課（自然保護グループ）
〒690-8501 松江市殿町128（島根県庁東庁舎3階）
電話：0852-22-6516・6377
電子メール：shizen-miryoku@pref.shimane.lg.jp

募集要項、事業提案書様式などは、
下記ホームページに掲載しています。
(しまね電子申請サービスはHP参照)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/shizenkankyo/>



検索

自然公園魅力アップ事業

島根県環境総合計画の策定について

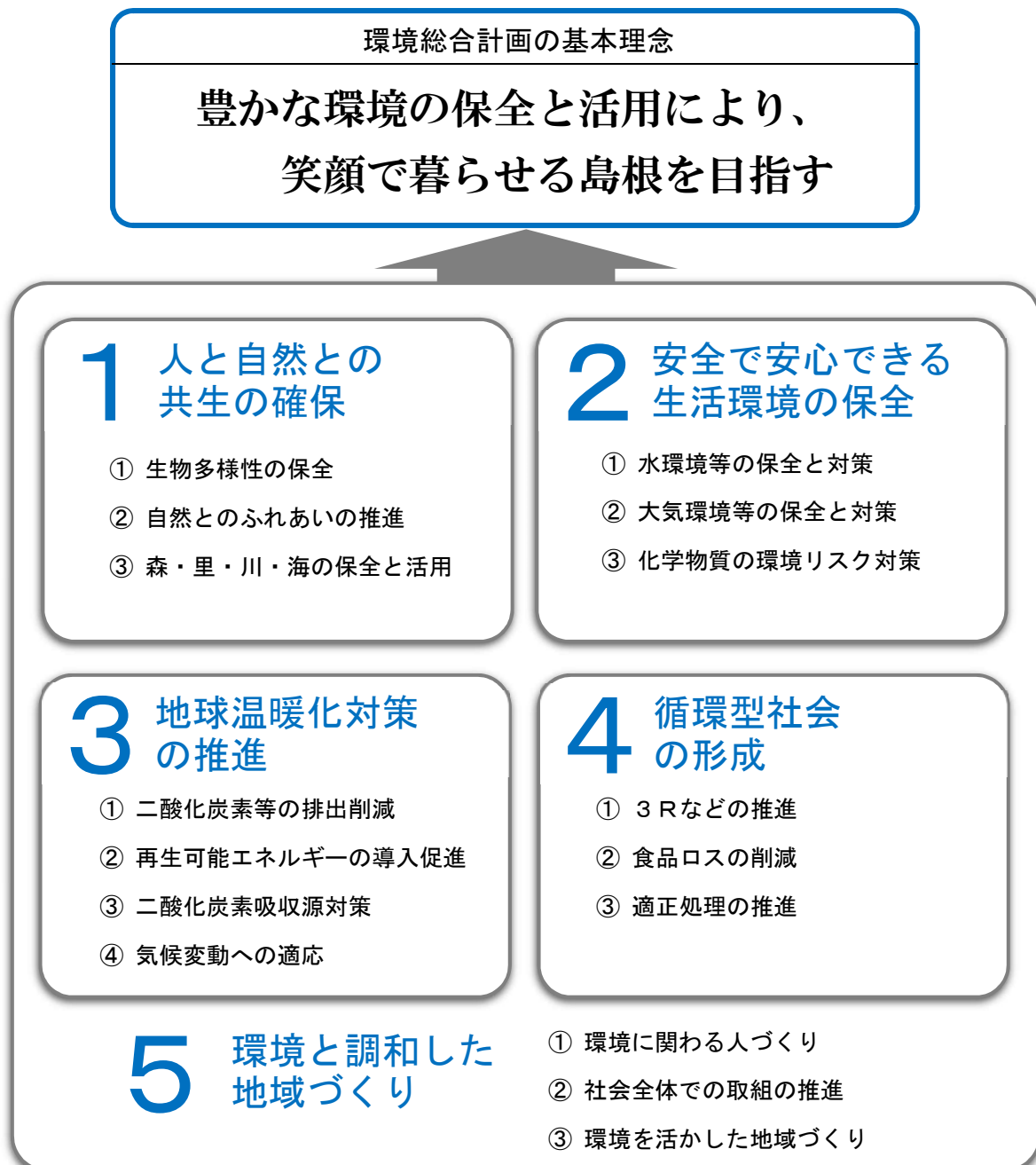
1. 計画の趣旨・目的

- (1) 令和2年度に、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、循環型社会推進計画が同時に改定時期を迎えることから、環境基本計画をベースに諸計画を一本化し、環境を取り巻く情勢の変化に対応した総合計画として策定
- (2) 総合的な環境計画として、計画全体が概観できるコンパクトな構成とし、1つの基本理念のもと、諸課題・施策を共有し、効果的、効率的な施策展開を図る

2. 計画期間

令和3（2021）～令和12（2030）年度 [10年間]

3. 計画の施策体系



4. 計画の主な内容

(1) 地球温暖化対策の推進

① 温室効果ガス排出量の削減目標 [基準年：2013年度、目標年：2030年度]

エネルギー消費量	11.3%の削減
温室効果ガス排出量 (実質排出量：排出量から吸収量を差し引いた量)	21.7%の削減 (27.2%の削減)

長期的な目標として「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指す

【主な取組】

国の削減施策と協調した省エネ推進、県の地域資源を活かした再エネ導入促進、県民・事業者への普及啓発などを行う

② 地球温暖化に伴う気候変動への適応

県内の情報拠点として「島根県気候変動適応センター」を設置し、気候変動に関する情報やデータの収集・提供を行う

(2) 循環型社会の形成

① 廃棄物の削減目標 [基準年：2018年度、目標年：2025年度]

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量 【基準年に対する削減率】	10%以上削減	16%以下の増加に抑制
再生利用率 【基準年→目標年】	21.9%→23%	62.9%→63%
最終処分量 【基準年に対する削減率】	14%以上削減	49%以下の増加に抑制

※産業廃棄物は、火力発電所増設による影響を踏まえ、目標値を設定

【主な取組】

プラスチックごみや食品ロスの削減など新たな課題を含め、3R（発生抑制、再使用、再生利用）についての普及啓発により県民・事業者などの実践を促す

廃棄物の発生抑制や再生利用に効果のある施設整備など、事業者の取組を支援する

② 食品ロスの削減対策

製造、販売、小売、外食、消費者など様々な要因が複雑に関わっており、発生抑制が社会全体で進むよう、普及啓発などの取組を進める

(3) SDGsの理念の共有

SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標を用いて施策の関連性を共有

5. 今後のスケジュール

令和2年12月中旬	パブリックコメント、市町村意見照会
令和3年2～3月	環境審議会にて審議及び答申
令和3年3月	策定・公表

「島根県再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」 の改定について

1 改定計画の概要

(1) 位置付け

「島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」(H27年2月制定)に基づく基本計画

(2) 計画期間 令和3(2021)～令和7(2025)年度 [5年間]

(3) 新計画の主なポイント

①再生可能エネルギー

島根の地域資源を活用し、地域振興や産業振興にも寄与する再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、エネルギー供給強靱化法を踏まえて設備の長期安定的な運転に取り組む

- ・すべての電源種別の設備整備への支援や普及啓発を引き続き実施
- ・発電量を、推計値から国の電力調査統計による実績値へ変更

②省エネルギー

地球温暖化対策の重要な取組と位置付け、産業、業務、家庭、運輸の各部門で効率的なエネルギーの使用などの取組を引き続き推進

- ・「しまねエコライフ推進会議」などで官民が連携し、県民や事業者到我慢を強めるのではなく、新技術や工夫による賢い省エネ・省資源を働きかける

(4) 目標

①再生可能エネルギー

出力(主な電源)

(単位:kW)

	太陽光 (10kW未満)	太陽光 (10kW以上)	風力	水力	木質バイオマス
R元年度実績	71,120	265,023	178,444	168,182	19,250
R7年度目標	87,554程度	334,213程度	178,444程度	169,182程度	19,250程度

県内発電量及び県内消費電力量に対する割合

	R元年度実績	R7年度目標
県内再生可能エネルギー発電量(A)	1,289 百万kWh	1,592 百万kWh
県内電力消費量(B)	5,190 百万kWh	5,496 百万kWh
(A/B)	24.8%	29.0%

②省エネルギー

環境総合計画における2030(令和12)年度エネルギー消費量の削減目標をふまえて、R7年度の県内電力消費量の増加を抑制

	R元年度実績	R7年度目標
県内電力消費量	5,190 百万kWh	5,496 百万kWh

2 今後のスケジュール

令和2年12月中旬～令和3年1月中旬 パブリックコメント
令和3年3月上旬 県議会常任委員会にて報告
令和3年3月末 策定・公表